

**令和6年度中小企業等経営革新強化支援事業（小規模事業者経営革新促進支援）  
企画提案応募要項**

沖縄県では、「令和6年度中小企業等経営革新強化支援事業（小規模事業者経営革新促進支援）」の実施に関する委託先を、以下の要項で公募します。企画提案の申請者は、本応募要項に従って、企画提案書を提出してください。

### 1 事業目的

経営革新計画の承認を受けた小規模事業者に対して、計画実行に係る伴走型支援を行い計画の実効性を高めることで、経営革新に取り組む県内小規模事業者※の一人あたりの付加価値額を高め、「稼ぐ力」の強化など生産性の向上を推進することを目的とする。

### 2 事業の概要

- (1) 業務名 令和6年度中小企業等経営革新強化支援事業（小規模事業者経営革新促進支援）業務委託
- (2) 業務期間 契約締結の日から令和7年2月28日まで
- (3) 業務内容 以下の業務を実施する。
  - ア 経営革新計画承認事業者への計画実行支援
  - イ 補助金交付に係る業務

### 3 委託料上限額

19,811,513円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額ではない。

### 5 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。

- (1) 沖縄県内に事業所を有する法人又は県内に事業所を有する者が1者以上参加するコンソーシアムとする。コンソーシアムの場合の要件は以下のとおりとする。
  - ア コンソーシアムの中に管理法人を1者置くものとする。管理法人は、本事業の運営管理、構成員相互の調整・連携、事務管理を行う機関とし、代表して申請すること。
  - イ 管理法人は当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤・管理能力を有すること。
  - ウ 管理法人は県内に事業所等を有し、進捗報告や協議に円滑に対応できる体制を有すること。
- (2) 本事業と類似の実績があり、企画並びに実施に必要な知識・経験・実施体制を有していること。
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤および資金等の管理能力を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

**地方自治法施行令第167条の4第1項**

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号いずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づ

- き、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (8) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (9) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を払っていること。
- (10) 労働関係法令を遵守していること。
- (11) コンソーシアムの場合は、管理法人は全要件、全構成員が(4)から(10)までの要件を満たすこと。
- (12) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となって応募することはできない。また、コンソーシアムの構成員は法人単独で応募することはできない。

## 6 業務委託仕様、企画提案書類について

- (1) 提出期限：令和6年5月24日（金）17時（厳守）
- (2) 提出場所：沖縄県商工労働部中小企業支援課（沖縄県庁8階）  
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 中小企業支援課
- (3) 提出方法：下記提出書類を一連にして7部（正本1部、副本6部）作成し、各書類の間にインデックスで間仕切りを入れた上で、長辺左側に穴をあけ、各部をA4縦型フラットファイルに綴り、持参もしくは郵送（書留郵便）にて提出すること。期限までに必着とする。なお、副本は全て正本の複写とする。  
【提出部数：正本1部（片面印刷）、副本6部（片面印刷）、計7部】  
※提出書類コ及びサについては、正本のみ（1部）の提出で構わない。  
※提出書類は、ア～シの順序で編綴すること。
- (4) 提出書類一式

ア	応募申請書	【様式1】
イ	企画提案書	【様式2】
	企画提案の記載方法は任意だが、別添「 <u>企画提案仕様書</u> 」等を踏まえ記載すること。また、審査員が容易に理解できるよう、図表を用いるなど工夫し、説明は簡潔にすること。	
ウ	法人概要表	【様式3】
エ	経費見積書	【様式4】
オ	事業計画書	【様式5】
カ	実施体制	【様式6】
キ	類似・関連事業実績書（過去3年以内）	【様式7】
ク	誓約書	【様式8】
ケ	直近3期分の事業報告書、貸借対照表、収支決算書等の経理的基礎を有することを明らかにする書類（設立後、3期を迎えていない法人にあっては、直近までのもの）	
コ	定款又は寄附行為及び登記事項証明書・・・1部	
サ	県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類	
	(ア)	都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書（発行後3か月以内のもの）・・・1部
	(イ)	税務署が発行する「法人税」及び「消費税及地方消費税」に未納がないことの証明書（発行後3か月以内のもの）・・・1部

シ (コンソーシアムの場合) コンソーシアム協定書 (写)、上記ウ、キ～サを構成員毎に提出

## 7 応募スケジュール (以下から記載する日時の年は、全て令和6年とする)

契約までのスケジュールは次のとおりを予定しているが、変更することもあり得る。

- (1) 公募期間：公告の日～5月24日(金) 17時 ※応募書類必着
- (2) 質問期間：公告の日～5月16日(木) 17時受付分まで
- (3) 企画提案審査 (プレゼンテーション審査を予定)：5月31日(金) 予定 (別途通知)
- (4) 委託先候補者決定及び審査結果通知：6月上旬
- (5) 契約締結、事業開始：6月上旬

## 8 審査・選定方法

応募資格、申請書類及び添付書類の確認を行ったうえで、各要件を満たしている者に対して、令和6年5月29日(水)までにその後の審査日程等について通知する。

- (1) 選定に当たっては、沖縄県商工労働部内に設置する企画提案業者選定委員会において、提案内容や経費等を、企画提案業者選定要領に基づき審査し、最も優れた1者を選定する。応募者が1者であった場合は、選定委員会において妥当性の審査を行う。審査結果については、6月上旬に電話及び文書で通知する。

※ 応募状況や提案内容等を踏まえ、企画提案審査を書面審査にて行う場合がある。その際は、審査日程等の通知と合わせて通知することとする。

※ 審査前に県担当者が確認・ヒアリングを求める場合がある。なお、提出書類等の返却は行わない。

※ 審査結果についての異議申立て、質問等は受け付けない。

- (2) 審査基準

委託業者選定委員会においては、主に次の事項等について審査する。

ア 適合性：本事業の趣旨、目的を理解した提案であるか。

イ 具体性：企画提案内容が具体的かつ効果的であるか。

ウ 実効性：企画提案内容を円滑に実施することができる組織体制・役割分担、スケジュール、類似事業実績があるか。

エ 経済性：経費見積が、期待される成果に対し、妥当・効率的な積算となっているか。

## 9 契約

- (1) 委託先候補者と委託業務の内容・契約条項を協議したうえで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。
- (2) 契約金額は、委託先候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。
- (3) 委託先候補者が辞退した場合、又は県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて選定できるものとする。

## 10 質問事項

- (1) 質問方法：本応募要項及び企画提案仕様書に関して質問がある場合は、質問書【様式9】に質問事項を記入のうえ、電子メール又はFAXによって提出することとし、送信後速やかに問い合わせ先の担当まで電話連絡し、受信の確認を行うこと。
- (2) 問い合わせ先：沖縄県商工労働部中小企業支援課 (担当：目取眞) 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 電話：098-866-2343 (質問期間中の平日8:30～16:30を問い合わせ対応時間とする。)

- (3) 回答方法：令和6年5月20日（月）までに中小企業支援課ホームページに掲載する。

## 11 経費の計上

- (1) 対象経費：事業の執行に必要な経費であり、具体的には以下のとおりである。

経費区部	内 容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費（雇用関係にある者）
II. 事業費	旅費、使用料、謝金、借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等本事業に直接必要な経費
III. 再委託費	県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他社に行わせる（委任又は準委任）ために必要な経費及び仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費。再委託費は、総経費の50%未満とすること
IV. 一般管理費	経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた経費 「(人件費+事業費-再委託費)の10%以内」
V. 消費税	上記の単価にすでに含まれている場合には、消費税相当額を除いたうえで経費を計上すること。また、消費税及び地方消費税として10%（1円未満切捨て）で計算すること。

- (2) 事業費として計上できない経費

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業中の事故・災害処理のための経費</li> <li>・建物等施設に関する経費</li> <li>・その他事業に関係のない経費</li> </ul> |
|--|

- (3) 留意事項

- ① 再委託を行う際はあらかじめ県の承認を得ること。また再委託費は総経費の50%未満とすること。
- ② 各経費は、単価、月数、回数、個数等見積条件が分かるように明記すること。

## 12 その他の留意事項

- (1) 応募から契約までに係る諸経費については、企画提案者の負担とすること。
- (2) 今回の募集は、提案優先順位を決定するものであり、契約を保証するものではないこと。
- (3) 実施は、県と協議で進めていくものとし、全提案内容の実施を保証するものではないこと。
- (4) 委託事業の適正を期するため、必要があるときは、委託者に対し報告を求め、または沖縄県職員が事業所に立ち入り、帳簿類その他の物件の検査や質問等ができること。
- (5) 委託業務完了にあたり、帳簿類の確認ができない場合は、委託料を減額される場合があること。
- (6) 契約の際の契約保証金は契約金額の100分の10以上とする。ただし沖縄県財務規則第101条第2項各号(類似事業の実績等)のいずれかに該当すると認められるときは、全部又は一部を免除する。
- (7) 受注者は、プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するものをいう。）及びISMS適合性評価制度における認証の取得に努めること。